

過半数代表者選出選挙についての注意事項

令和5年2月8日

- 1 代理投票は認められないので、必ず本人が投票すること。
- 2 投票用紙は、過半数代表者選出選挙管理委員会発行の投票用紙を投票所で交付する。
ただし、郵便等による投票を希望する者は、各学部・研究科所属教職員（非常勤講師を除く）は各学部・研究科選挙管理委員事務補助者（文学部：学務課 北村、公共政策学部：学務課 松本、生命環境科学研究科：学務課 池田）に、上記以外の教職員は総務課長が指名する選挙管理委員事務補助者（総務課総務係 辻川）に申し出て、あらかじめ投票用紙の交付を受けて記載し、内封筒に入れ封印の上、外封筒に署名したものを、郵送または持参するものとする。（郵送又は持参先は上記各事務補助者）
なお、外封筒に署名のないものは無効とし、郵便等による投票のための投票用紙の交付は、1人1枚とし代理受領は認めない。
- 3 次の投票は無効とする。
 - (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
 - (2) 信任、不信任のいずれにも○を記載したもの。
 - (3) 白票
 - (4) 郵便等による投票の場合に、外封筒に署名のないもの。